

平成 19 年 4 月 24 日

日本産婦人科医会会員各位

社団法人日本産婦人科医会
会長 寺尾 俊彦（公印省略）

『分娩関係団体の医政局長との会談』に関する報告

平成 19 年 3 月 30 日医政局長通知『分娩における医師、助産師、看護師等の役割分担と連携について』の発出を契機に、全国の医療現場において、分娩関係の業務に当たる医師、助産師、看護師等の連携を深めて出産の支援に当たるよう改めて要望することを目的に、松永有希雄医政局長の呼びかけで、分娩関係 4 団体が厚労省医政局会議室に集まり、医政局長を中心に、会談を行いましたので、ご報告いたします。

会談は、平成 19 年 4 月 20 日（金）午前 10 時 30 分より、約 1 時間行われました。

出席者は、厚労省より、松谷有希雄医政局長、白石審議官、二川総務課長、野村看護課課長、小野看護課看護職員確保対策官であり、分娩関係団体として、日本産婦人科医会寺尾会長、日本医師会木下常任理事、日本看護協会古橋副会長、日本助産師会近藤会長でした。

また、それぞれの団体から、1～2 名のオブザーバーが、同席しました。

冒頭、松谷局長より、『今日、地域において、安全・安心・快適な出産を可能とする体制を整備することが、医療安全の観点だけでなく、少子化対策の観点からも重要かつ喫緊の課題であることから、その際、医師、助産師、看護師等がお互いの業を尊重したうえで、適切な役割分担と連携の下で出産の支援に当たることが何より、大切であるとの考えに基づき、今日出席された、各団体が、合意のもとで、この局長通知は発出されたものである。

現在、分娩をめぐるには、様々な課題があると認識しているが、その様な中で、引き続きわが国のお産を支えていくために、この局長通知の趣旨を理解していただき、関係者が、一層前向きに努力していただきたい。また、中央だけでなく、全国の現場においても、そういった協力関係を確固としたものとしていくことが必要であり、そのためには、皆様の協力は不可欠であると考えている。

さらに、お産を取り巻く状況として、産科医、助産師、看護師の確保の問題も喫緊の政策課題となっていることから、平成 19 年度予算を通じて様々な対策を講じているが、本日の関係団体トップの方々のご要望や、ご意見をお聞かせ願いたい』との挨拶があった。

引き続き、局長通知のまとめを行った二川総務課長より、局長通知の説明があった。

『本年 3 月 30 日に発出された、医政局長通知の趣旨は、医師、助産師、看護師等が互いの業を尊重した上で、適切な役割分担と連携の下で出産の支援に当たる関係を個々の現場において築き、今後一層前向きに関係者が協力していくために、医師、助産師、看護師等の役割分担を具体的に示したものである。それにあわせて、本年 4 月 1 日の改正医療法の施行に際し、「嘱託医」及び「連携医療機関」の趣旨を徹底するとともに、助産師確保策について、協力を依頼した。

この通知内容の作成に関して、各団体と調整させていただき、この局長通知の文面で各団体にご了解いただいた。この際、それぞれにおいて、様々な調整がされたと思うが、結果においてこれを了承いただき、今日各団体にご参集いただける機会を持てるに至ったことは大変喜ばしいものと考えており、その間のご尽力に感謝申し上げたい。

各団体の会員各位におかれては、今後は、今回示した、医政局長通知を基本的なルールとし、この医政局長通知に沿って、安全、安心、快適なお産を個々の現場において実施していただきたい。

また、厚労省としては、潜在助産師への研修事業や、定時制での、助産師養成コースの推進など、今後一層助産師の確保養成策に力をいれていくので、各団体での協力をお願いしたい。

各団体内には、様々なご意見をお持ちの会員がおられると思うが、現下の厳しい状況を踏まえ、少子化のなかで、出産に臨まれるお母さんたち、また、生まれてくるお子さんたちのため、安全、安心、快適なお産を確保できるよう、尚一層のご協力をお願いしたい』との、説明が行われた。

この、局長の挨拶と、課長の説明をうけて、

日本産婦人科医会会長として、私が、『医政局長通知の趣旨については了解し、産婦人科医会としても、賛同する。今後、分娩に際しての役割分担については、今般の通知に沿って対応してまいりたい。

私共としては、「院内助産所」や、「助産外来」等をはじめとして、助産師と協力した新たな分娩のあり方の普及や、会員への、「嘱託医」等の引き受けに関する呼びかけを行うことにより、助産師とのよりよい関係を築いてまいりたい。尚、「嘱託医契約書・合意書モデル案」については、明日の全国支部長会議を経て、先日来協議してきたよう

に、医師、助産師が、対等の立場で合意できるものに変更したい。

厚労省には、助産師養成や潜在助産師確保策はもとより、無過失補償制度や死因究明制度など、産科医を取り巻く厳しい環境への対応についても、より一層尽力願いたい』と、申し上げた。

また、日本医師会として、木下常任理事が、『医政局長通知の発出にいたるまでの課長のご尽力に感謝し、合意してまとめられた局長通知の趣旨について、日本医師会としても、賛同した。さらに、医会同様、厚労省に対し、助産師確保、養成策の実現性や、広く、産科医療全般に対し、各般の施策を講じることを、日医として要望したい』と、述べた。

次いで、日本助産師会と日本看護協会より、ともに、『この局長通知の趣旨を了解し、賛同する。助産所の嘱託医に関する産婦人科医会のご理解に感謝し、今後は、医師、助産師ともに、協力し、助けあって、周産期医療に貢献したい』との趣旨の、発言があった。

その後、会談に移り、これからの助産師養成のための、解決されねばならない、制度的問題が、日看協の古橋副会長、と日産婦医会の寺尾会長より指摘され、厚労省も、耳を傾けるほどの、建設的議論が続いた。

厚労省と分娩関係4団体との話し合いは、友好的に行なわれ、お互いに合意の上で作成された局長通知に関しては、これを双方の会員へ周知徹底させることにより、今後、分娩を担当する病院、診療所、助産所は安心して分娩を担うことができることを、再確認され、さらに、医師確保、助産師養成など、これからの課題に関する話題に終始した。

以上のように『分娩関係4団体と医政局長との会談』の内容と、その雰囲気がお分かりいただけると存じます。

再三再四、ご説明してきたように、今後はこの局長通知を遵守することにより、病院、診療所、助産所は、安心して分娩を担うことができるようになりました。

今日のように、人材不足という厳しい産科医療の現場において、妊産婦の安全・安心・快適のために、周産期医療の施設間の連携体制の構築が、強く求められます。

この問題に、医会も積極的に支援いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。